

(2) 稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答)

生活保護法では、稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用することとなっています。しかしながら、雇用環境の悪化による就労機会の喪失など、本人の努力によってもなお最低生活が維持できない、真に止むを得ない状況等においては生活保護を行っております。

また、生活保護法では、生活扶助は居宅ないし入所・入院先において実施することとなっており、住民登録がなくても、居住の実態をもって保護を行っています。また、居住地がない場合であっても、救護施設や更生施設、病院等の入所・入院先を所在地として保護を実施しております。

(3) 専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答)

本年度においてもケースワーカー1名を増員し、現在14名体制で実施しています。今後とも人事当局に対し、適正な人員配置を要望してまいります。

7 障害がある人の施策の充実について

(1) 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を市町独自に軽減してください。

(回答)

平成22年4月より、低所得（市民税非課税）の障害者等について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料になりました。

国は、平成25年8月に障害者自立支援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法を施行する方針を打ち出しています。

それまでのつなぎ法として、平成24年4月障害者自立支援法が一部改正され、利用者負担についてはサービス量に基づく「応益負担」から所得に応じた「応能負担」に見直すことや、高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで利用者の負担を軽減するなど、順次施行されることとなっています。自立支援医療や施設での食費、市民税課税の障害者等の利用者負担の軽減についても、まずは、国の動きをみていきたいと考えています。